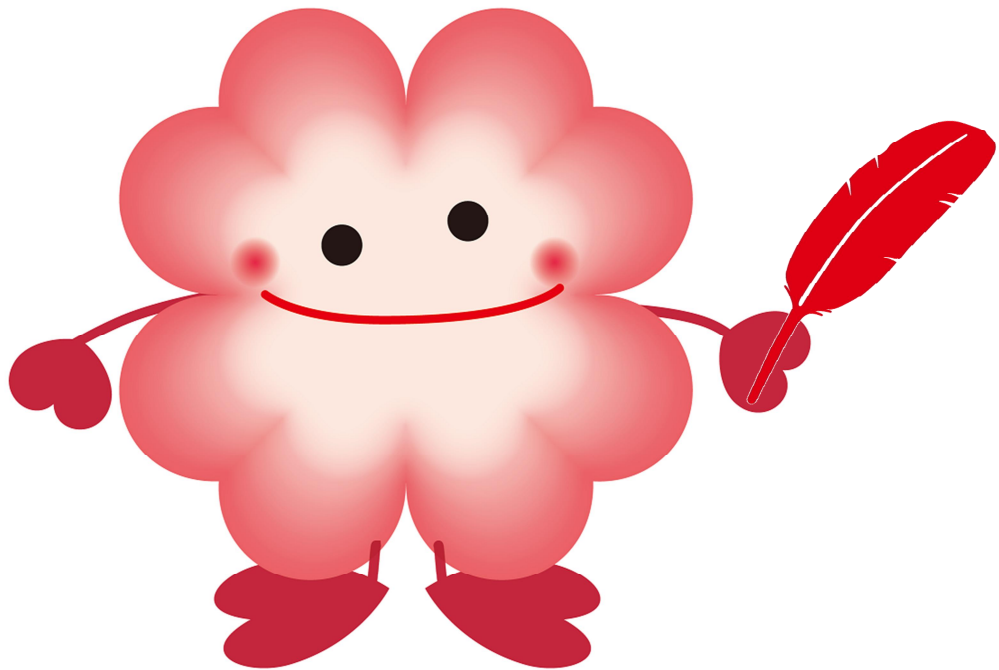


令和8年度 地域福祉活動“運営費”助成金 申請ガイド



朝霞市社協マスコット

アーシャ♡るくるん

目次

- 令和8年度地域福祉活動運営費助成金交付事業実施要領..... p.1
- 申請から報告までの流れ..... p.4
- Q&A..... p.5
- 地域福祉活動助成金交付要綱..... p.8
- 提出前の最終チェックリスト..... p.16

【別添】 令和8年度社協助成金の概要

提出書類一式

令和8年度地域福祉活動運営費助成金交付事業実施要領

1. 趣旨

市民が自主的に地域福祉の向上及び充実を図ることを目的に結成した団体の運営に対して、赤い羽根共同募金の配分金を活用して、本会の予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成金の区分と助成基準額

区 分	助成基準額
地域福祉活動団体 (ボランティア団体、福祉活動団体、 当事者団体、NPO 法人など)	24,000 円 (2,000 円×12ヶ月)
ふれあい・いきいきサロン	2,000 円×開催回数 ※事前準備、他団体との共催事業は回数から除く。 ※上限金額 80,000 円までの助成となります。
地域会食会	4,500 円×開催回数 ※事前準備、他団体との共催事業は回数から除く。 ※上限金額108,000円までの助成となります。

・区分ごとの要件等について、詳しくは p.8 をご覧ください。

・令和8年度への繰越金額により申請できる金額が変わります。詳しくはp.5(Q&A)をご確認ください。

3. 対象経費

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)の期間における団体の運営経費

運営費 (例)	対象	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの

4. 申請期間・交付決定時期

申請期間： 令和8年4月20日(月)～7月31日(金)

決定時期： 審査後、申請した月の翌月下旬までに交付(不交付)決定通知を送付

5. 申請書類

①地域福祉活動運営費助成金交付申請書【社協指定の様式使用(様式第1号)】

②令和8年度 事業(活動)計画書(令和8年4月~令和9年3月)

③令和8年度 収支予算書(令和8年4月~令和9年3月)

④令和7年度事業報告書

⑤令和7年度収支決算書

⑥令和8年度構成員名簿

【任意様式あり】

※市内在住者の人数把握のため、氏名と住所を記載してください。

⑦規約又は会則

⑧通帳のコピー

⑨ボランティア団体等情報カード【社協指定の様式使用】

⑩地域福祉活動運営費助成金実績報告書【社協指定の様式使用(様式第6号)】

※令和7年度助成金申請団体のみ提出

⑪令和7年度の活動記録(写真等) ※任意

■様式は社協ホームページからダウンロードできます。

The screenshot shows the homepage of the Choshi Social Welfare Association. The main content area features a banner with the text '誰もが安心できる暮らし' and a box titled '本会ホームページ' (Our Home Page) which states: '「補助金・助成金情報」のページからダウンロードできます。 ※用紙の色は何色でも構いません。' (You can download from the 'Subsidy and Grant Information' page. *Paper color does not matter). A QR code is provided for access. The sidebar menu on the right includes '補助金・助成金情報' (Subsidy and Grant Information), which is circled in red. A red arrow points from the text box above to the sidebar menu, and another red arrow points from the sidebar menu to the QR code.

6. 申請方法

提出書類に必要事項を明記の上、原則来所での提出をお願いします。

郵送での提出も可能ですが、書類に不備があった場合は交付が遅れることがあります。

また金額の訂正は訂正印、もしくは申請者のサインが必要となります。



7. 報告期間・報告書類

報告期間：令和9年4月1日(木)～5月31日(月)

提出書類：①地域福祉活動運営費助成金実績報告書(様式第6号)

②令和8年度事業報告書

③令和8年度収支決算書



■報告に必要な書類は令和9年3月下旬ごろにお渡しする予定です。

■①は社協指定の様式を使用してください。②、③は書式に指定はありません。必要に応じて社協の任意様式を使用してください。

8. 助成金交付団体の公表について

地域福祉活動運営費助成金は、地域の皆さまからいただいた赤い羽根共同募金を財源としています。

赤い羽根共同募金が身近な地域でどのように活用されているかを周知するために、助成を受けた団体を社協の広報媒体(広報紙、ホームページ、SNSなど)で公表します。

また、職員が訪問し、活動の様子を写真撮影させていただく場合があります。可能な範囲でご協力ください。

9. 留意点

1. 収支予算書、収支決算書への記載について

収支予算書、収支決算書の収入項目に、『社協地域福祉活動運営費助成金』など、本会から助成を受けたことがわかるよう記載してください。

2. 領収書、レシート等の保管について

助成金の使途を明確にするため、領収書・レシート等の提出を求めますので、社協への報告後も半年間程度保管をお願いします。

なお、電話連絡や自宅プリンターで印刷するなど領収書・レシート等の発行ができない場合は、各団体で1回あたりの支出金額を設定し、活動に要した枚数や回数を費用として収支予算書及び収支決算書に計上するようお願いします。また、各団体からスタッフ個人へ活動費を渡す際は、可能な限り受領書等用意するようお願いいたします。

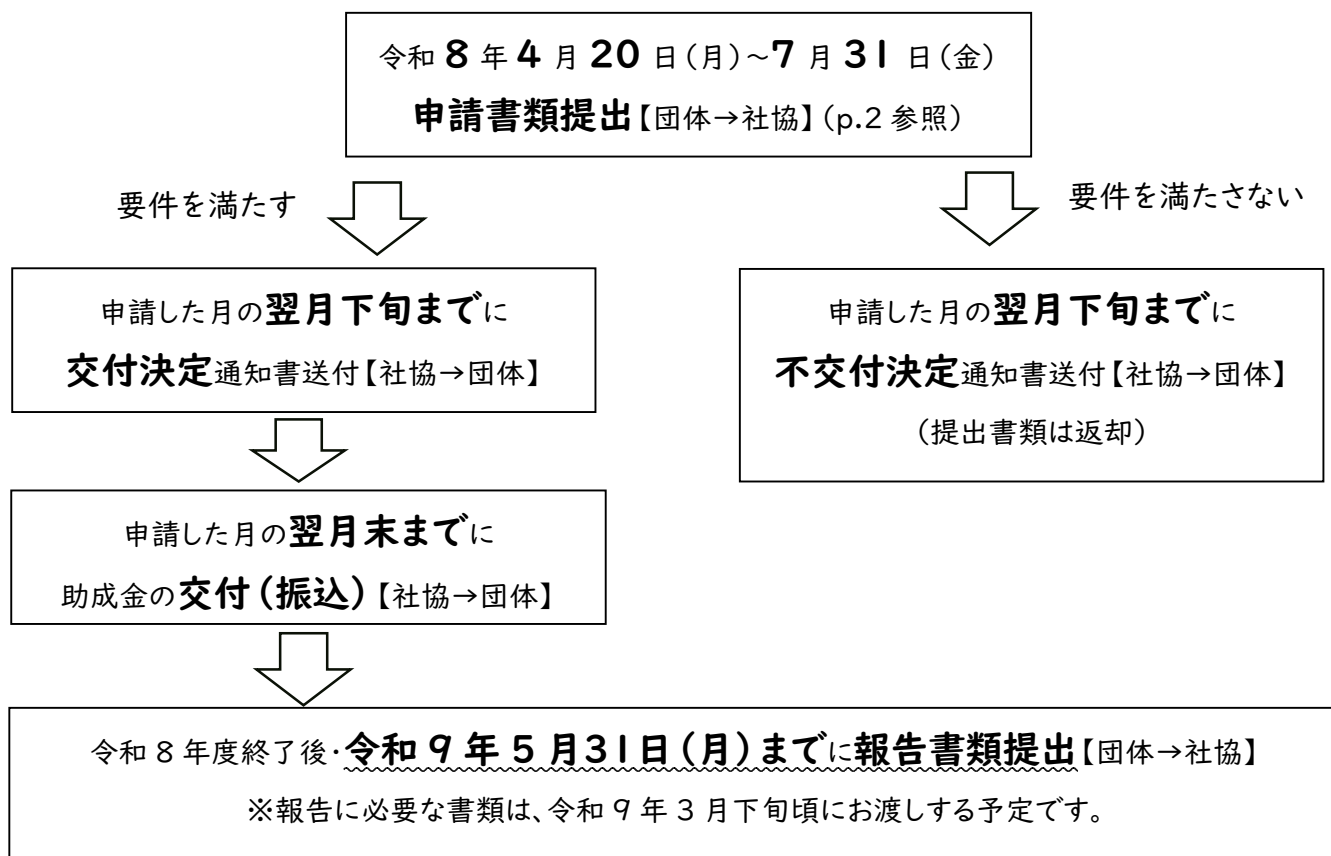
10. 共同募金運動へのご協力について

赤い羽根共同募金運動の一環として毎年10月頃に街頭募金を行っています。

助成を受けた団体に、街頭募金参加者募集のご案内をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。(参加は任意です。)



申請から報告までの流れ



【例】令和 8 年 5 月 15 日に申請書類を提出し交付が決定した場合

- ①令和 8 年 6 月下旬までに交付決定通知書送付【社協→団体】
- ②令和 8 年 6 月末までに助成金の交付(振込)【社協→団体】
- ③令和 9 年 5 月 31 日までに報告書類提出【団体→社協】

令和 8 年度 年間スケジュール

令和 8 年度												令和 9 年度			
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月		
申請期間														報告期間	
←————→														←————→	

Q&A (共通事項)

Q1. 令和7年度から令和8年度への繰越金額がかなり多くなってしまいましたが、上限金額まで助成金を申請できますか？

A1. 令和8年度への繰越金額が令和7年度の総支出額の1/3を超えると、申請できる金額は助成基準額の1/2になります。

【例】 ふれあい・いきいきサロン団体

【令和7年度】 収入総額:130,000円 支出総額:90,000円

令和8年度への繰越金額:40,000円

令和8年度活動予定:毎月2回×12ヶ月=24回開催

令和7年度支出総額(90,000円)の1/3…30,000円

本来であれば、2,000円×開催回数なので48,000円まで申請可能ですが、令和8年度への繰越金額が40,000円で、令和7年度支出総額の1/3を越えているので、申請できる金額は助成基準額の1/2になります。

$$2,000 \text{円} \times 24 \text{回} \times 1/2 = \underline{24,000 \text{円}}$$

令和8年度助成金を申請する際は、令和7年度支出総額の1/3の金額と令和8年度への繰越金額を確認してから申請書の提出をお願いします。

Q2. 7月に申請予定ですが、4月～6月の費用を含めて申請できますか？

A2. 申請可能です。収支予算書に入れてください。

Q3. 要件に構成員が5人以上とありますが、構成員とはスタッフだけを指しますか？それとも利用者も含まれますか？

A3. 構成員は、「その団体に登録している人」を指します。例えば、利用者名簿などがあり、決まった利用者が来ている場合には利用者も含まれます。誰でも自由に参加できるフリーサロンなどの場合は、利用者は含みません。

Q4. 要件に「朝霞市内に拠点を置いて活動している」とありますが、拠点とは何ですか？

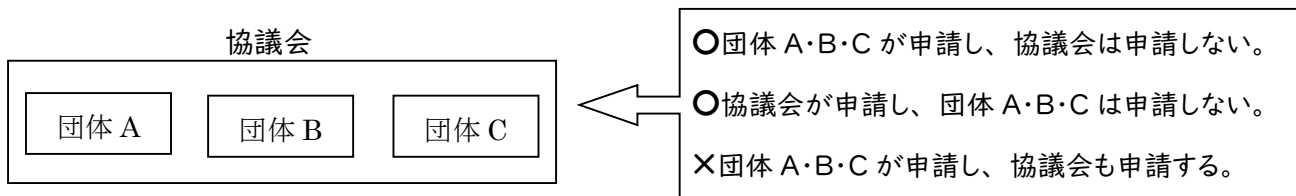
A4. 主な活動場所や、団体の事務所、団体の代表者の住所などを指します。

Q5. 助成金の区分について、自分の団体は「地域福祉活動団体」と「ふれあい・いきいきサロン」の両方に当てはまるように思えます。どちらの区分で申し込めば良いですか？

A5. 両方の区分に当てはまる場合には、ご希望の区分のどちらかでお申し込みをお願いします。

Q6. 複数の団体による協議会を組織していますが、それぞれ別団体として申請できますか？

A6. 構成する団体、もしくは協議会の、どちらかで申請することになります。



Q7. 社協の歳末援護金も申請する予定ですが、その分の収入も地域福祉活動運営費助成金の収支予算書に記載する必要がありますか？

A7. 収支予算書は、令和 8 年度中に各団体が予定している収入・支出のすべてを記載していただくものです。そのため、歳末援護金についても記載をお願いします。

令和 8 年度歳末援護金の上限金額は 10,000 円を予定しています。(財源である歳末たすけあい募金の実績額が減少した場合、交付額が 10,000 円より低くなる可能性があります)

Q8. 事業でスタッフ(団体のメンバー)が講師を務めることになりました。講師謝金としてスタッフに謝礼金を支払っても構いませんか？

A8. 原則、団体スタッフに対する謝金は対象外となります。ただし、団体のスタッフが特殊な技能や資格を有しており、そのスタッフでないと講師を務まらない場合は、事前に社協へご相談ください。なお、対象経費に「人件費等の運営維持費」がありますので、人件費としての支出であれば問題ありません。

Q&A(ふれあい・いきいきサロン 地域会食会)

Q1. 7月に申請予定ですが、4月～6月の活動についても開催回数に含めることができますか？

A1. 開催回数に含めることができます。

Q2. インフルエンザなどの感染症の流行時期に通常の活動を休止し、休止期間中は安否確認のために参加者の自宅をスタッフが手分けして訪問したことがあります。そのような活動も開催回数に含めることができますか？

A2. 開催回数に含めることができます。

Q3. ふれあい・いきいきサロン活動の中で、毎回お菓子やお茶の提供をしています。地域会食会の区分に該当すると考えて良いですか？

A3. 「地域会食会」は、基本的に昼食などの食事の提供を目的に活動している団体が該当します。お菓子やお茶の提供は食事の提供に含まないため、「地域会食会」には該当しません。

Q4. 活動に必要な材料や資材などをスタッフが自家用車で買い出しに行っています。負担にならないようにガソリン代を団体の運営費から支出しても良いですか？

A4. 各団体で定めている支出に関するルールの範囲内で判断をお願いします。可能であれば規約や会則に支出の根拠が明確になるように記載をお願いします。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に地域福祉の向上及び充実に資することを目的に結成した団体の運営及び事業活動を支援するため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金の配分金を利用して行う地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす団体とする。

- (1) 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っていること。
- (2) 朝霞市内に拠点をおいて活動していること。
- (3) 構成員が5人以上で、その過半数以上が朝霞市民であること。
- (4) 規約又は会則を有していること。
- (5) 毎年、収支予算書及び収支決算書を作成していること。
- (6) 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めていること。(事業費助成金を除く)
- (7) 営利、政治、宗教等の活動を目的としていないこと。

2 活動実績が短いため申請時点で収支決算書を作成するに至っていない対象団体については、前項第6号の規定のうち収支決算書を作成していることを要件から除くものとする。

3 第1項第7号については、次条第1号の対象団体に限るものとする。

(助成金の種類及び申請回数)

第3条 助成金の種類は、次の各号のとおりとし、対象団体が各年度において申請できる回数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動運営費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (2) 地域福祉活動事業費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (3) 地域福祉活動開設費助成金 1団体につき助成基準額の上限額まで複数回申請することができる。

(助成金の区分及び交付額等)

第4条 助成金の交付は、毎年度の予算の範囲内において行う。

2 前条各号に掲げる助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額、留意事項並びに対象経費は、別表のとおりとする。

3 交付額は、別表の助成基準額に定める額以内とする。

(申請)

第5条 対象団体は、地域福祉活動運営費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動運営費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体名簿)
- (4) 事業報告書及び収支決算書(既に本会へ提出済みの対象団体は、不要)
- (5) ボランティア団体等情報カード(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体のボランティア団体等情報カード)
- (6) 会長が必要と認める書類

2 対象団体は、地域福祉活動事業費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動事業費助成金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿
- (4) 「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」と明記されたチラシ(申請時に提出できない場合は、事業実施1か月前までに提出する。)
- (5) ボランティア団体等情報カード
- (6) 会長が必要と認める書類

3 対象団体は、地域福祉活動開設費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動開設費助成金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 申請団体概要
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿

- (4) ボランティア団体等情報カード
- (5) 使途及び金額が分かるもの（見積書、写真など）
- (6) 会長が必要と認める書類

（助成金の交付又は不交付の決定及び通知）

第6条 前条の申請があったときは、本会は、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付（交付額を含む。）又は不交付の決定を行う。ただし、地域福祉活動開設費助成金については、助成金の交付又は不交付のみを決定し、交付額の決定は、第8条第3項の報告の後に行う。

2 前項により、助成金の交付を決定したときは、地域福祉活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項により、助成金の不交付を決定したときは、地域福祉活動助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。この場合において、前条により提出された申請書及び添付書類は、返還するものとする。

（助成金の交付）

第7条 地域福祉活動運営費助成金及び地域福祉活動事業費助成金については、前条第2項の通知後に交付する。

2 地域福祉活動開設費助成金については、次条第3項の報告に係る書類を審査し、交付額を決定した後に交付する。

（報告）

第8条 地域福祉活動運営費助成金の交付を受けた団体は、当該会計年度終了後2か月以内に、地域福祉活動運営費助成金実績報告書（様式第6号）に当該地域福祉活動運営費助成金に係る事業報告書及び収支決算書を添付して本会に提出しなければならない。

2 地域福祉活動事業費助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、地域福祉活動事業費助成金実績報告書（様式第7号）に当該事業に係る収支決算書、領収書の写し及びチラシ、写真その他の事業の内容がわかるものを添付して本会に提出しなければならない。

3 地域福祉活動開設費助成金の交付を受ける団体は、地域福祉活動助成金交付決定通知書を発送した日から1か月以内に、地域福祉活動開設費助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）に開設に係る領収書及び使途がわかる写真等を添付して本会に提出しなければならない。

（交付団体の責務）

第9条 この要綱に定めるところにより助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、交付を受けた目的及び使途に反して助成金を使用してはならない。

（返還）

第10条 交付団体は、事業の中止その他の事由により交付された助成金を支出しなくなったときは、速やかに、地域福祉活動助成金返還届（様式第9号）を本会に提出し、当該助成金を返還しなければならない。

2 地域福祉活動事業費助成金の交付団体は、実際に支出した額が交付額を下回り余剰金が生じた場合は、地域福祉活動助成金返還届を本会に提出し、当該余剰金を返還しなければならない。

3 本会は、交付団体が当該年度中に休止、解散等により6か月以上の活動実績がないと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。

4 本会は、交付団体が前条の定めに違反し、又は偽りその他不正な行為があったと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱（平成28年4月1日）は、廃止する。

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1. 助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額

助成金の種類 ／区分		対象団体		助成基準額
		活動実績	要件	
地域福祉活動運営費助成金	地域福祉活動団体	1年以上	ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など	24,000円（2,000円×12ヶ月）
	ふれあい・いきいきサロン	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動とすること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・毎月、開催していること。	2,000円×開催回数（上限80,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。）
	地域会食会	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしていること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	4,500円×開催回数（上限108,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。）
地域福祉活動事業費助成金		条件なし	以下の全てを満たしていること。 ・広く一般に参加を呼びかける事業であること。 ・交付額以上の事業費で事業を実施すること。	30,000円

地域福祉活動開設費助成金	地域福祉活動団体	開設後、 1年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO 法人等に該当すること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	5,000 円
地域福祉活動開設費助成金	ふれあい ・いきいきサロン	開設後、 半年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ 高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動であること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・ 毎月、開催又は開催予定であること。	5,000 円
	地域 会食会	開設後、 半年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ 高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしていること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	

2. 留意事項

(1) 地域福祉活動運営費助成金・地域福祉活動事業費助成金・地域福祉活動開設費助成金共通

① 本会のボランティアセンターにボランティア団体等情報カードを提出する。前年度に提出している場合は、更新をする。複数の対象団体が組織する協議会等で申請する場合の構成団体も同様とする。

② 活動実績の起算日は、その団体の会則が施行された日又は適用された日とする。

③ 主な対象事業

ア 地域における家事援助等の助け合い活動

イ 地域福祉推進に関する啓発事業・講演会・研修会

ウ 高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり、生きがいくりに寄与する事業

エ レクリエーション事業

(2) 地域福祉活動運営費助成金

- ① 「地域福祉活動団体」「ふれあい・いきいきサロン」「地域会食会」の3つの区分のうち、2つ以上の区分に該当する対象団体は、希望する区分で申請することができる。
- ② 対象団体が年度の途中で別表に規定する活動実績を満たすこととなったときは、満たした月以降に助成金の交付の申請をすることができる。
- ③ 対象団体の前年度の収支決算において、繰越金額が総支出額の1/3を超えたときは、助成基準額の1/2を超えて申請することはできない。
- ④ 複数の対象団体が組織する協議会等により助成金の交付を申請することができる。この場合において、当該協議会等を構成する対象団体は、重複しているものとみなし、申請をすることができない。
- ⑤ 赤い羽根共同募金の配分金を財源とした助成金を活用して運営を行っている旨をチラシ、会報、収支決算書等に明記するなど、広報に努める。

記載例：「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動運営費助成金」

(3) 地域福祉活動事業費助成金

- ① 事業を周知する際に「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」とチラシ等に明記する。

3. 対象経費

運営費	対象	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの
事業費	対象	会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、事業に直接関係のない経費

開設費	対象	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費など
	対象外	茶菓子、スタッフ・ボランティアの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、開設に直接関係のない経費

提出前の最終チェックリスト

✓	対象団体
	構成員(団体に登録している人)は 5人以上 ですか？
	構成員の過半数以上が 朝霞市民 ですか？
	活動拠点(主な活動場所、団体の事務所、代表者の住所など)は 朝霞市内 ですか？
	会費や参加費を集めるなど、 自主財源の確保 に努めていますか？
✓	提出書類
	通帳のコピー(振込先、口座名義人がわかる箇所)は、添付されていますか？
	令和7年度に交付を受けた団体は、 地域福祉活動運営費助成金実績報告書 (様式第6号)は添付されていますか？
✓	提出書類の内容
	交付申請額は、 助成基準額 を越えていませんか？
	繰越金額が令和7年度の総支出額の1/3を超えている場合は、申請額が 助成基準額の1/2 になっていますか？
	令和8年度収支予算書は、「収入の合計」=「支出の合計」になっていますか？

お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター(はあとぴあ)

TEL:048(486)2485【直通】 FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



公式ホームページ